

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成26年9月11日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時09分

出席者 委 員 委員長 入 野 登志子

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 海老原 恵 子 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 青 木 一 男 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

小久保 かおる 古 沢 ちい子 白 石 幹 男

針 谷 正 夫 大 川 秀 子 千 葉 正 弘

大 武 真 一 永 田 武 志 小 堀 良 江

福 田 裕 司

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 石 塚 誠 主 任 福 田 博 紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道 路 課 長	鈴 木 進
参 事 兼 河 川 緑 地 課 長	慶 野 栄
下 水 道 課 長	島 田 好 夫
下 水 道 課 主 幹	牧 野 修 一
水 道 業 務 課 長	鈴 木 英 夫
水 道 工 務 課 長	古 澤 一 豊
都 市 計 画 課 長	村 上 隆 一
建 築 課 長	枝 富 二 夫
参 事 兼 建 築 指 導 課 長	市 川 悦 郎
大平総合支所都市整備課主幹	横 塚 久 雄
大平総合支所都市建設課長	松 澤 賢 一
藤岡総合支所都市建設課長	安 生 光 宏
都賀総合支所都市建設課長	荒 井 康 至
西方総合支所産業建設課主幹	坂 田 知 司
岩舟総合支所都市建設課長	水 落 恒 夫

平成26年第4回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成26年9月11日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第1 認定第 1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第2 認定第 6号 平成25年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第3 認定第 7号 平成25年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第4 認定第 8号 平成25年度栃木市JR大平下駅前土地区画整理特別会計歳入歳出決算の
説明聴取
- 日程第5 認定第 9号 平成25年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第6 認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第7 認定第16号 平成25年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第8 認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第9 認定第24号 平成26年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第10 認定第11号 平成25年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取
- 日程第11 認定第17号 平成25年度岩舟町水道事業会計決算の説明聴取
- 日程第12 認定第25号 平成26年度岩舟町水道事業会計決算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（入野登志子君） おはようございます。委員会最後の説明になりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（入野登志子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、9月18日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した全員協議会で報告した事業並びに説明欄の金額の読み上げを省略いたしまして、決算概要の説明のみといたします。質疑等審査については、9月18日開催の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。なお、説明は座ったままで結構です。お願いいたします。

市川建築指導課長。

○参事兼建築指導課長（市川悦郎君） 皆さん、おはようございます。平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明いたします。

決算書200、201ページをお開きください。2款1項5目財産管理費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から4事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、建築基準法の規定に基づく市有建築物188施設、350棟の定期点検業務委託料であります。

次の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物に関する各種データを入力するため任用した臨時職員の賃金が主なものであります。

続きまして、208、209ページをお開きください。12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。一番下の渡良瀬遊水地対策事業費につきましては、水ウォーク2013渡良瀬遊水地大会の参加記念品代、合同慰霊碑占用部分除草業務委託料が主なものであります。

続きまして、268ページ、269ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2行目の水道事業会計繰出金につきましては、寺尾地区、柏倉地区及び大平北武井地区の簡易水道設備整備事業に対する繰出金と水道事業職員の児童手当、子ども手当に対する繰出金並びに都賀水道事業、西方水道事業への企業債償還金及び支払利息に対する補助の繰出金であります。

次の270、271ページをお開きください。5目公害対策費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。下から2事業目の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水処理区域外で、一般住宅として合併処理浄化槽を設置した243基分に対する補助金が主なものであります。

続きまして、286、287ページをお開きください。6款1項5目農地費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、一般会計から農業集落排水特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、308、309ページをお開きください。7款1項4目観光費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から5事業目のつがの里管理運営費につきましては、今年4月の機構改革に伴い、産業振興課より移管されましたふるさとセンターの嘱託員報酬、臨時職員賃金及び除草や清掃等の管理業務委託料が主なものであります。

続きまして、310、311ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から4行目の緊急雇用創出・とちぎ蔵の街バリアフリー啓発事業費につきましては、来訪者や障がい者等へバリアフリー情報を提供するためのパンフレット作成を目的とした重点整備地区内各施設の調査のための臨時職員の賃金が主なものであります。

次のスマートIC設置調査事業費につきましては、都賀西方パーキングエリアへのスマートIC設置に関して国やネクスコ東日本との協議に必要となる概略設計、社会便益及び採算性の検討を内容とする計画案策定のための業務委託料が主なものであります。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2行目の狭あい道路整備補助金につきましては、建築確認申請を提出する際の狭あい道路拡幅整備に伴う分筆測量費用3件分及び塀等工作物の撤去費用6件分に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、次のページ、312、313ページの備考欄にあります建築確認業務における構造計算適合性判定を第三者機関に依頼した6件分の手数料及び民間木造住宅耐震診断、耐震改修費用に対する補助金が主なものでありまして、耐震改修補助金52万9,000円を平成26年度に繰越明許しております。

続きまして、2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目、8款2項3目から流用につきましては、道路橋りょう総務費（大平）の光熱水費への流用であります。

次に、2事業飛びまして、道路橋りょう総務事務費（栃木）につきましては、道路の破損等の監視、調査を行います臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、道路橋りょう総務事務費（大平）につきましては、市道、橋りょう等に設置してあります街路灯291基分の電気料及び大平町富田と下皆川地区2カ所のアンダーパスポンプ場警報器回線使用料及び保安管理業務委託料であります。

○委員長（入野登志子君） ありがとうございます。

鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） 次のページをお開きください。2項2目につきましてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。1行目の8款2項3目からの流用につきましては、市道〇—157号線道路整備事業費（大平土与）の工事請負費への流用であります。

次の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、市道維持管理費（藤岡）の委託料への充用であります。

次に、1事業飛びまして、市道維持管理費（栃木）につきましては、水路清掃や草刈り等の道路補修作業員延べ550人分の賃金、自治会等において道路清掃等を実施した団体に対する道路愛護作業員報奨金、街路樹管理業務、新栃木駅、栃木駅の連絡通路や駅前広場の清掃業務等の道路管理等委託料、市道補修用の常温合材や道路側溝用ふた等の購入費が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、万町地内市道A41号線の側溝打替工事費及び星野町地内市道246号線の道路附帯施設補修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、皆川城内町地内市道D98号線以下5路線の舗装補修工事費であります。

次の市道102号線道路整備事業費（栃木神田町）につきましては、交通量が多く、路面の損傷が激しい市道102号線の路上再生路盤工法による舗装補修工事費であります。

次の道普請事業費につきましては、志鳥町地内の道普請事業用に支給する資材の購入費のほか、皆川城内町、泉川町地内で行った当事業に伴う用地測量業務委託料であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（栃木）につきましては、交通の安全を確保するための富士見町、片柳町1丁目地内、通称女子高通りのカラー舗装工事の工事費のほか街路灯設置や区画線設置等の工事費が主なものであります。

次の市道113号線道路整備事業費（栃木大塚町、宮田町）につきましては、交通量が多く、舗装の損傷が激しい市道113号線の路上再生路盤工法による舗装補修工事費であります。

次の電柱移設等事業費につきましては、旭町地内ほか1カ所の市道上で車の通行に支障となっている電柱を移設するための補償金であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、市内通学路の安全を確保するため、大平町地内ほか8路線の区画線や防護柵設置の工事費であります。

次の市道維持管理費（大平）につきましては、市道の舗装修繕、砂利敷等の道路維持補修委託料、街路樹管理委託料及び道路維持用の常温合材や道路側溝用コンクリートぶた等の購入費であります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、大平町伯仲、横堀、蔵井地内の市道の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（大平）につきましては、道路の安全を確保するための区画線や転落防止柵等の設置及び交差点の安全な通行を確保するために区画線、道路反射鏡を設置修繕する工事及び大平町蔵井地内、市道〇―159号線の延長98メートルの交通安全施設整備工事が主なものであります。

次のページをお開きください。1行目の市道〇―157号線道路整備事業費（大平土与）につきましては、大型車の交通量が多く、路面の損傷が激しい本路線の路上再生路盤工法による延長575メートル、幅員8.7メートルから13.7メートルの舗装補修工事費であります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましては、市道維持補修のための臨時職員賃金2名分、市道の除草及び道路維持補修業務などの道路管理等委託料、アスファルト合材などの市道補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、市道F40号線以下6路線の舗装補修工事費であります。

次の道普請事業（藤岡）につきましては、藤岡町都賀地内の測量用地調査業務委託料が主なものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（藤岡）につきましては、交通の安全を確保するためのカーブミラーの修繕及び新設工事費であります。

次の市道F6号線道路整備事業費（藤岡大ノ田、江川）につきましては、交通量が多く、舗装の損傷が激しい市道F6号線の舗装修繕工事費であります。

次の市道F5号線道路整備事業費（藤岡本郷西）につきましては、交通量が多く、舗装の損傷が激しい市道F5号線の舗装修繕工事費であります。

次の市道F12号線交通安全施設整備事業費（藤岡通山合）につきましては、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するための延長378.5メートルの歩道整備工事費でありまして、明許線越分であります。

次の市道維持管理費（都賀）につきましては、道路照明灯の管理用費や市道の維持管理等の委託料が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（都賀）につきましては、舗装の損傷が激しい市道T②―337号線の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（都賀）につきましては、都賀地域各小学校付近の道路

区画線を新しく引き直した工事費であります。

次の市道T①—281号・265号・275号・277号線舗装補修事業費（都賀家中）につきましては、広域農道の舗装補修工事費であります。

次の市道T62号線外市道舗装補修事業費（赤津地区）につきましては、市道T③—187号線と平成24年度から繰り越しをした市道T62号線の舗装補修工事費であります。

次の市道T②—194号線道路整備事業費（都賀家中）につきましては、幅員が狭いため、併設する水路を暗渠排水路して整備を行った市道拡幅工事であります。

次のページをお開きください。1行目の市道維持管理費（西方）につきましては、市道の維持補修に要する経費で、光熱水費及び維持補修費、委託料が主なものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（西方）につきましては、市道の安全確保のための区画線やカーブミラーの維持補修費及び設置工事費であります。

次の市道N—1009号線道路法面補修事業費（西方真名子）につきましては、西方町真名子地内の道路法面の補修工事費であります。

次の市道N—1005号線舗装補修事業費（西方本郷）につきましては、西方町本郷地内の舗装補修のための現地調査委託料及び路上再生による舗装補修工事であります。

次のN—3156号線舗装補修事業費（西方元）につきましては、西方町元地内の切削オーバーレイによる舗装補修工事費であります。

○委員長（入野登志子君） 横塚都市整備課主幹。

○大平総合支所都市整備課主幹（横塚久雄君） 次に、3目についてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。1行目の8款2項1目への流用につきましては、道路橋りょう総務費（大平）の光熱水費への流用であります。

次の8款2項2目への流用につきましては、市道O—157号線道路整備事業費（大平土与）の工事請負費への流用であります。

次に、1事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、市内各号線の平面測量及び用地測量等として、測量、設計等委託料、柏倉町地内市道D135号線の延長201メートルの舗装工事、大塚町地内市道119号線の局部改良工事、志鳥町地内市道D14号線の延長148メートルの舗装工事、岩出町地内市道D73号線の延長88メートルの舗装工事、国府町地内市道B38号線の延長84メートルの拡幅工事、新井町地内市道232号線の局部改良工事及び片柳町2丁目地内（仮）市道A109号線の延長51メートルの舗装工事が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道D10号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、延長191メートル、幅員6メートルの拡幅工事費及び支障電柱3本の移転等補償金であります。

次の市道209号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、移転を要する工作物等の物件調査及び土地評価等委託料、次のページ、備考欄1行目の道路用地1,362平方メートルの用地購入

費及び支障工作物等2件の物件移転等補償金であります。

次の市道C13号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、道路用地173平方メートルの用地購入費及び支障建物等4件の物件移転等の補償金であります。

次の市道102号線道路改良事業費（栃木今泉町1丁目）につきましては、道路用地161平方メートルの用地購入費及び支障建物等4件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、平成25年度から事業着手いたしました開運橋から県庁堀川までの延長120メートル区間の測量設計等委託料であります。

次の市道B46号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、延長279メートル、幅員6メートルの拡幅工事費、道路用地231平方メートルの用地購入費及び支障工作物等の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道106号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、建物等の調査業務委託料が主なものであります。

次の市道D149号線道路改良事業費（栃木千塚町）につきましては、延長338メートル、幅員6メートルの拡幅工事が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道205号線交通安全施設整備事業費（栃木箱森町）につきましては、交通安全施設工事費として、延長7メートル、幅員4メートルの歩行者専用の橋りょう工事が主なものであります。

次の市道107号線交通安全施設整備事業費（栃木本町、城内町1丁目）につきましては、交通安全施設用地158平方メートルの土地購入費であります。

次の（仮）市道A109号線道路改良事業費（栃木片柳町2丁目）につきましては、平成24年度からの繰り越しであり、延長54メートル、幅員4メートルの拡幅に伴う学校施設の移設工事等であります。

次のページをお開きください。1事業目の市道O-205号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、平成24年度からの繰り越しであり、延長106.5メートル、幅員9メートルの市道拡幅工事費であります。

次に、1事業飛びまして、市道O-527号線歩道整備事業費（大平新井）につきましては、不動産鑑定の手数料及び道路用地3,627.68平方メートルの用地購入費であります。

次の市道O-575号線道路改良事業費（大平西水代）につきましては、平成24年度からの繰り越しであり、延長106.9メートル、幅員4メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道O-1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、延長140.3メートル、幅員8メートルの市道拡幅工事費及び道路用地313.06平方メートルの用地購入費、平成24年度からの繰り越しである道路用地109平方メートルの用地購入費並びに立竹木等7件の物件移転等補償金、平

成24年度からの繰り越しであります。立竹木等1件の物件移転等補償金であります。

次の市道〇―30・〇―1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、計画準備のための道路修正設計等の委託料であります。

○委員長（入野登志子君） 坂田産業建設課主幹。

○西方総合支所産業建設課主幹（坂田知司君） 次の市道各号線道路改良事業（藤岡）については、市道F3―162号線交差点改良事業に伴う市道拡幅用地購入費であります。

次のF3―50号・61号線道路改良事業費（藤岡北原下）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長259.5メートルの市道拡幅工事費でありまして、繰越明許分が含まれております。

次に、1事業飛びまして、市道F1―15号線外道路改良事業費（藤岡新井新田）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長233.6メートルの市道拡幅工事費でありまして、明許繰越分であります。

次のF2―13号線道路改良事業費（藤岡太田南）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長200.7メートルの市道拡幅工事費でありまして、明許繰越分であります。

次の市道F1―65号線道路改良事業費（藤岡西幡張）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長87.2メートルの市道拡幅工事費及び物件移転等補償金が主なものでございます。

次に、F32号線交通安全施設整備事業費（藤岡大前本郷）につきましては、歩道等の安全かつ円滑な通行を確保するための延長246メートルの歩道整備工事費でありまして、明許繰越分が含まれております。

次に、市道F5―24号線道路改良事業費（藤岡上町）につきましては、次のページをお開きください。道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するため、延長112.3メートルの市道拡幅工事費及び物件移転等補償金が主なものでございまして、明許繰越分が含まれております。

次に、市道F21・1―120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長350メートルの測量設計等委託料でございます。

次のF1―98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するための延長260メートルの測量設計等委託料であります。

次に、1事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費（都賀）につきましては、市道T②―206号線等の道路排水改良及び段差解消のため、道路側溝を整備した工事費であります。

次に、1事業飛びまして、T③―278号／279号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、社会資本整備総合交付事業を活用した市道拡幅工事費であります。

次の市道T③―171号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、都賀聖地公園の新たな進

入路整備に伴う測量設計等業務委託料であります。

次のT①—247号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、合戦場地内の道路拡幅工事に伴う用地測量委託料及び浸透ます設置工事費であります。

次の市道T①—208号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀家中地内の道路整備に伴う用地測量等委託料であります。

次の市道T②—442号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀家中地内の道路整備に伴う用地測量等委託料であります。

次のT②—402号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、県事業である県道大橋家中線の道路改良事業に伴う道路整備のための用地測量等委託料であります。

次の市道T③—282号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、つがの里への新たな進入路整備に伴う土地購入費及び立竹木補償費であります。

次のT③—188号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、臼久保地内の道路改良事業費及び平成24年度から繰り越した拡幅工事費であります。

次のページをお開きください。1行目の市道N—3157号線道路改良事業費（西方本城）につきましては、西方町本城地内の道路改良工事に伴う測量設計業務委託料であります。

次の市道N—3159号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、西方町金崎地内の側溝整備工事に伴う実施設計及び用地測量業務委託料であります。

○委員長（入野登志子君） 慶野河川緑地課長。

○参事兼河川緑地課長（慶野 栄君） 続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。1行目の市道各号線橋りょう維持補修事業費（栃木）につきましては、大久保町地内の永倉橋の高欄の塗装工事費でございます。

次の市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、片柳町4丁目、平井町地内市道209号線、大柳橋落橋防止工事費でございます。

次の市道F2号線橋りょう補修事業費、藤岡・後藤架道橋につきましては、平成24年度からの繰り越しでございまして、藤岡町地内市道F2号線の藤岡後藤架道橋の橋りょう改修業務委託料でございます。

次の市道T63号線橋りょう補修事業費（都賀・臼久保陸橋）につきましては、平成24年度からの繰り越しでございまして、都賀町地内市道T63号線都賀臼久保陸橋の橋りょう改修業務委託料であります。

次の市道各号線橋りょう維持補修事業費（大平）につきましては、市道橋の照明器具の修繕料であります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の市道D197号線（牛落橋）橋りょう整備事業費（栃木星野町）につきましては、平成24年

度からの繰り越しでございまして、栃木県が河川改修にあわせて整備する市道橋に架かる橋りょう修正設計費等に対する負担金であります。

次の市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、橋りょう架け替えのために実施する用地測量及び橋りょう詳細設計等の委託料であります。

続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。次のページ、328、329ページをお開きください。2行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、河川維持補修事業費の委託料への充用であります。

次に、1事業飛びまして、調整池管理費（栃木）につきましては、惣社東工業団地内調整池ほか8件の管理業務委託料であります。

次の河川総務事務費（栃木）につきましては、河川愛護会運営費補助金37万円が主なものでございます。

次の河川維持補修事業費につきましては、富士見町地内の水路のほか2件の河川維持補修工事費のほか、台風による河川の増水に備えた水中ポンプ設置等の委託料であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しております雑排水浄化施設の電気代及び浄化施設の維持管理業務委託料でございます。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、市内水路の清掃作業員の賃金、また箱森町地内ほか15件の水路等の除草や高圧洗浄及び土砂の除去処分等の清掃業務委託料が主なものでございます。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域内の上牛久調整池及び市街化区域内の雨水排水路の浚渫、清掃、除草業務などの施設管理委託料でございます。

次の河川総務事務費（藤岡）につきましては、蓮花川改修促進期成同盟会補助金が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、渡良瀬遊水地周囲の12カ所の樋管操作委託料が主なものであります。

次の新町樋管手すり改修事業費につきましては、新町樋管の手すりの改修工事費であります。

次の河川総務事務費（都賀）につきましては、平川地内の河川樋門管理のための報奨金、また事務用品の消耗品でございます。

次の調整池等管理費（都賀）につきましては、合戦場升塚西部土地区画整理地内の調整池等の管理のための除草等の委託料であります。

次に、2目河川改良費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。3事業目の河川改修事業費につきましては、大宮町地内、関根川、延長にしまして96メートルの河川改修工事費のほか、沼和田町地内柚井木川流域現況調査業務委託料が主なものであります。

次の排水路整備事業費（栃木）につきましては、菌部町1丁目地内東郷堀川の用地測量業務委託などの委託料及び菌部町1丁目地内の東郷堀川、延長169メートルの排水路のほか20件の排水口の

整備工事費が主なものでございます。

次の永野川桜つつみモデル整備事業費につきましては、次のページ、330、331ページをごらんください。備考欄1行目の大皆川町地内の永野川、延長47メートルの桜つつみの整備工事及びそれに伴う用地購入費が主なものでございます。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、清水川の支川でございます箱森地内の館野川の延長114.0メートルの河川改修事業費であります。

次に、1事業飛びまして、大橋大川筋河川整備事業費（赤津地区）につきましては、大橋地内の普通河川、大橋大川筋整備工事費でありまして、平成24年度からの繰り越しでございます。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、合戦場地内の主要地方道宇都宮亀和田栃木線周辺の冠水被害を防止するため、県が施行する道路排水整備事業に要する費用の県への法定負担金でございます。平成24年度からの繰り越し分と現年度分でございます。

以上です。

○委員長（入野登志子君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上隆一君） 続きまして、4項1目都市計画総務費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。

4事業目の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物関係の事務処理に要した経費であります。

次のシビックコア推進事業費につきましては、職員の旅費及び事務処理に要した経費であります。

次の開発指導事業費につきましては、開発許可の事務処理に要した経費であります。

次の都市建設課一般計上事務費（大平）につきましては、都市建設課の消耗品等の需用費及び公用車の車検整備に伴う修繕料などであります。

次の都市計画事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の都市計画事務費（都賀）につきましても、同様でございます。

次のページをお開きください。続きまして、2目土地区画整理費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成のための基金として、基金運用利子を積み立てたものであります。

次の区画整理事務費（栃木）につきましては、区画整理関係の事務処理に要した経費であります。

次の箱森西部土地区画整理事務事業費につきましては、栃木市箱森西部土地区画整理組合に対する事業補助金であります。

次の区画整理事務費（大平）につきましては、都市建設課の消耗品費等の需用費であります。

1事業飛びまして、下皆川・富田土地区画整理組合補助金につきましては、本市の補助金交付要綱により、本組合に交付しました最終の事業補助金でございます。

続きまして、4目下水道費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。下水道特別会計繰出金につきましては、一般会計から下水道特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、5目公園費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2行目の都市公園等管理費（栃木）につきましては、永野川緑地公園の除草等のための作業員賃金、都市公園永野川緑地公園等の芝、樹木等の年間管理等委託料、都市公園等の浄化槽維持管理業務等の公園管理委託料及び第二公園や太平山大曲駐車場等の不動産賃借料が主なものであります。

記載のほかには、都市公園施設の光熱水費881万4,041円、公園施設等の維持補修費477万7,573円などがあります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の総合運動公園管理費につきましては、高木剪定等の樹木管理委託料のほか、陸上競技場等の維持補修費が主なものであります。

次のページをお開きください。2事業目の寺尾ふれあい水辺の広場公園整備事業費につきましては、鍋山町地内、寺尾ふれあい水辺の広場のあずまや等の設置工事費であります。

次の歩いていける公園整備事業費（芝塚山公園）につきましては、片柳町1丁目地内芝塚山公園の測量設計業務委託料であります。

1事業飛びまして、都市公園等管理費（大平）につきましては、大平地域の運動公園、街区公園、ミニ公園など計85公園の樹木管理など45件の管理業務委託料や運動公園内の噴水等の設備機器の保守点検及び警備、トイレ清掃など6件の施設維持管理業務委託料のほか、運動公園内の一部敷地とミニ公園1カ所の計2件の不動産賃借料などあります。

1事業飛びまして、都市公園等管理費（藤岡）につきましては、27カ所の都市公園等の除草及び清掃業務などの公園管理等委託料及び藤岡渡良瀬運動公園の真空システムトイレの真空ポンプ交換工事費が主なものであります。

次の都市公園等管理費（都賀）につきましては、つがの里や街区公園4カ所の維持管理に要する費用でありまして、光熱水費及び維持修繕費、遊具保守点検業務委託料が主なものであります。

次の公園整備事務費（都賀）につきましては、事務用消耗品代であります。

1事業飛びまして、都賀聖地公園整備事業費（赤津地区）につきましては、墓地区画を新たに145基増設するための整備工事費であります。

次の都市公園等管理費（西方）につきましては、公園施設の維持補修に要する費用で、光熱水費及び管理委託料、遊具等の撤去、修繕工事費が主なものであります。

○委員長（入野登志子君） 枝建築課長。

○建築課長（枝 富二夫君） 次に、6目まちづくり事業費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。

1行目の医療福祉モール特別会計繰出金につきましては、一般会計から医療福祉モール特別会計への繰出金であります。

次に、1事業飛びまして、街なみ環境修景事業費につきましては、栃木市歴史的街なみ景観形成補助金として、歴史的建造物への修景補助1件分が主なものであります。

次のページをお開きください。続きまして、5項1目住宅管理費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。3行目の改良住宅管理費（栃木）につきましては、城内町2丁目にあります改良住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次の市営住宅リフレッシュ事業費につきましては、城内南第二市営住宅の排水管改修工事費1909万9,500円、城内南市営住宅の屋根瓦替工事費1,026万9,000円、同市営住宅の建具取替工事費331万8,000円であります。

次の市営住宅共通管理費（栃木）につきましては、市営住宅空き家清掃や軽易な修繕作業を行う臨時職員賃金、各団地の貯水槽清掃等委託料及び藤岡地域の仲町市営住宅の空き家1棟4戸の解体工事費が主なものであります。

記載のほかには、栃木地域の市営住宅13団地における給排水設備、電気、ガス設備等の小破修繕費290件、1,752万4,290円などがあります。

次の片柳市営住宅管理費、城内南市営住宅管理費、城内南第二市営住宅管理費につきましては、それぞれ住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次の本町市営住宅管理費、平井市営住宅管理費、城内市営住宅管理費、神田市営住宅管理費、川原田西市営住宅管理費につきましては、各市営住宅における管理人手当であります。

次の藪部市営住宅管理費につきましては、公共下水道事業受益者負担金が主なものであります。

次の大宮市営住宅管理費につきましては、住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次のページをお開きください。1事業目の平柳市営住宅管理費につきましては、エレベーター等維持管理にかかわる管理運営委託料と住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次の川原田市営住宅管理費につきましては、エレベーター等維持管理にかかわる管理運営委託料と住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次の川原田東市営住宅管理費につきましては、住宅敷地の賃借料が主なものであります。

次の県営大宮住宅敷地賃借費、県営城内南第2住宅敷地賃借費につきましては、それぞれ住宅敷地の賃借料であります。

次に、2事業飛びまして、同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、預金利子の基金への積立金であります。

次に、1事業飛びまして、改良住宅管理費（大平）につきましては、富田改良住宅の漏水に伴う給水管などの補修費17万2,410円と、富田地内の改良住宅など民有地4件の敷地賃借料55万2,324円であります。

次の大平西水代市営住宅解体整地事業費につきましては、平成24年度末に入居者全てが転居したことに伴う市営住宅解体を含む跡地整地の工事費であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、入居件数59件の延べ561名に対する家賃補助であります。

次の市営住宅共通管理費（藤岡）につきましては、藤岡地域の市営住宅4団地の維持管理に関する費用でありまして、市営住宅の修繕費及び除草業務委託料が主なものであります。

次の藤岡南山市営住宅管理費につきましては、排水ポンプの電気料であります。

続きまして、388、389ページをお開きください。10款6項2目体育施設費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。下から4事業目の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、本年4月の機構改革に伴い、藤岡教育支所より管理が移管されました藤岡渡良瀬運動公園の除草業務などの運動公園管理委託料が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましても、本年4月の機構改革に伴い、藤岡教育支所より管理が移管されました藤岡スポーツふれあいセンターの臨時職員賃金1名分と清掃及び警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

以上で、一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（入野登志子君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

○委員長（入野登志子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○委員長（入野登志子君） 歳入の説明をお願いいたします。

安生都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） 休憩前に続きまして、平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の所管関係部分の歳入についてご説明申し上げます。

98、99ページをお開きください。13款1項6目1節商工使用料についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。下から2行目のふるさとセンター・プラザ使用料につきましては、本年4月の機構改革に伴い、産業振興課より管理が移管されましたつがの里のファミリーパークとふるさとセンターパークの施設使用料、バーベキュー場使用料及びバッテリーカー使用料などが主なものであります。

続いて、7目1節道路橋りょう使用料についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。

1行目の道路使用料（栃木）につきましては、東京電力やN T Tの電柱などの道路占用による使用料であります。

以下、一番下の行、道路使用料（大平）及び次のページにあります道路使用料（藤岡）、同じく（都賀）、同じく（西方）につきましても、同様の内容であります。

次の道路管理施設敷地使用料（栃木）につきましては、道路課車庫敷地内の電柱占用による使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路の広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、認定外道路の占用による使用料であります。

以下、次ページの法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、同じく（都賀）、そして同じく（西方）につきましても、同様の内容でございます。

99ページに戻りまして、次の道路事業等敷地使用料（栃木）につきましては、事業用地内の電柱などの占用による使用料であります。

次のページをお開きください。次に、2節河川使用料、備考欄1行目の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、市有水路敷を出入り口として占用しているものなどの使用料であります。

以下、法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、同じく（都賀）、そして同じく（西方）につきましても、同様の内容であります。

次に、3節都市計画使用料、備考欄1行目の都市公園等占用使用料（栃木）につきましては、都市公園などに建柱されている東京電力、N T Tなどの電柱などの占用使用料であります。

次の総合運動公園占用使用料につきましては、総合運動公園内の電柱や公衆電話などの占用使用料であります。

以下、都市公園等占用使用料（大平）、同じく（藤岡）、同じく（都賀）、同じく（西方）につきましても、同様の内容であります。

上から3行目の公園使用料（栃木）につきましては、総合運動公園内の自動販売機の設置使用料や太平山県立自然公園内の飲食店などの土地使用料、その他公園内でのイベントなどの行為に伴う使用料であります。

次に、4節公園使用料、備考欄1行目の西方総合公園使用料につきましては、公園内のバーベキュー場などの使用料であります。

次に、2事業飛びまして、藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料につきましては、電柱の占用使用料であります。

次のページをお開きください。5節住宅使用料、備考欄の1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅17団地、936戸分の住宅の使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地、19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地、344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、平柳団地と川原田団地にあります特定公共賃貸住宅30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅駐車場44台分の使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料（栃木）につきましては、栃木地域の市営住宅敷地内に設置されております電柱などの占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成25年度より前の市営住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料滞納繰越分につきましても、平成25年度より前の改良住宅使用料であります。

続きまして、次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましても、平成25年度より前の市営住宅駐車場使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料（大平）につきましては、大平西水代市営住宅敷地内に設置されておりました電柱など4本の占用使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料（藤岡）につきましては、藤岡地域の市営住宅敷地内に設置されております電柱などの占用使用料であります。

続きまして、116、117ページをお開きください。2項5目1節土木管理手数料についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の確認申請等手数料につきましては、建築確認申請など1,095件分に係る手数料であります。

次の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅建築等計画認定申請156件分に係る手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築などの計画認定申請2件分に係る手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料、備考欄1行目の道路台帳閲覧等手数料（栃木）につきましては、道路台帳等閲覧申請のありました手数料であります。

以下、道路台帳閲覧等手数料（大平）、同じく（藤岡）、同じく（都賀）、同じく（西方）につきましても、同様の内容であります。

次に、3節都市計画手数料、備考欄1行目の都市計画関係証明手数料（栃木）につきましては、用途地域などの証明22件分に係る手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、144件分に係る申請手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発許可申請など294件分に係る手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料（大平）につきましては、大平地域の用途地域の証明に伴う手数料

であります。

次の都市計画関係証明手数料（藤岡）につきましては、藤岡地域の都市計画に関する証明手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料（都賀）につきましては、合戦場升塚西部区画整理地内の土地証明手数料であります。

続きまして、120、121ページをお開きください。14款2項2目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から2行目の循環型社会形成推進交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助率3分の1の交付金であります。

○委員長（入野登志子君） 荒井都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（荒井康至君） 続きまして、3目1節道路橋りょう費補助金につきましてご説明を申し上げます。

右の備考欄をごらんください。記載されております交付金の種類でございますが、全て社会資本整備総合交付金でございますので、説明に際しましては、何々交付金とのみ省略させていただきますので、ご容赦をいただければと思います。

まず1行目の市道A1号線交付金につきましては、工事請負費、補償金等の補助基本額2,230万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道各号線橋りょう補修交付金につきましては、工事請負費等の補助基本額2,030万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道114号線交付金につきましては、工事請負費、土地購入費、補償金等の補助基本額1億1,230万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道〇ー157号線交付金につきましては、工事請負費の補助基本額5,000万円に対する補助率10分の5.5の交付金及び平成24年度から繰り越しをいたしました県への委託事業費の補助基本額1億6,987万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次のページ、122、123ページをごらんください。備考欄2行目でございます。市道整備交付金（赤津地区）につきましては、市道T③ー171号線ほか3路線の測量設計業務委託料及び工事請負費に伴う補助基本額3,009万3,000円に対する補助率10分の4の交付金であります。

次の市道舗装補修交付金（赤津地区）につきましては、市道T③ー187号線ほか1路線の舗装繕工事費に伴う補助基本額1,425万9,000円に対する補助率10分の4の交付金であります。

次の市道209号線交付金につきましては、土地購入費、補償金等の補助基本額1,890万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道Nー1005号線交付金につきましては、工事請負費の補助基本額2,560万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の〇ー197号線交付金につきましては、工事請負費の補助基本額260万円に対する補助率10分の

5.5の交付金であります。

次に、2節河川費補助金、備考欄の大橋大川筋河川整備交付金（赤津地区）につきましては、河川整備工事費に伴います補助基本額581万7,000円に対する補助率10分の4の交付金であります。

次に、3節都市計画費補助金、備考欄1行目の都賀聖地公園整備交付金（赤津地区）につきましては、墓苑整備工事費及び補助基本額3,471万3,000円に対します補助率10分の5の交付金であります。

次のつがの里公園整備交付金（赤津地区）につきましては、体験交流館設計業務委託料やファミリーパークプラザ改修工事費等に伴います補助基本額7,890万7,500円に対します補助率10分の4の交付金であります。

次に、4節住宅費補助金、備考欄1行目の市営住宅リフレッシュ事業交付金につきましては、城内南第二市営住宅の排水管改修工事及び城内南市営住宅の屋根瓦替工事に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の定住希望者住宅新築補助事業交付金につきましては、定住希望者住宅新築等補助事業に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業交付金につきましては、小中学校の校舎や屋内運動場の耐震補強設計費及び民間木造住宅の耐震診断等の補助基本額1,940万1,000円に対します補助率3分の1の補助金であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業交付金につきましては、入居件数59件の12カ月における延べ入居者数561名分の家賃補助に対する補助率10分の5以内の交付金であります。

次の124、125ページをお開きください。続きまして、5目1節教育総務費補助金についてご説明をいたします。備考欄をごらんください。上から2行目でございます。大柿コミュニティセンター改修交付金（赤津地区）につきましては、施設外構工事費に伴います補助基本額1,792万3,500円に対する補助率10分の4の交付金であります。

次のページ、126、127ページをごらんください。3項3目1節河川費委託金についてご説明を申し上げます。備考欄、樋管操作委託金（藤岡）につきましては、渡良瀬遊水地周囲の11カ所分の樋管操作委託金であります。

また132、133ページをごらんください。15款2項3目1節保健衛生費補助金についてご説明申し上げます。備考欄、一番下になりますけれども、合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業に対します補助率3分の0.9の県補助金でございます。

次のページ、134、135をごらんください。6目1節住宅費補助金についてご説明申し上げます。備考欄、住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、住宅新築資金等の償還事務に対します補助率4分の3の県補助金でございます。

次のページ、136、137ページをごらんください。備考欄1行目でございます。民間住宅耐震診断

助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費に対します補助率4分の1の県補助金であります。

次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対します補助率4分の1の県補助金であります。

次に、2節道路橋りょう費補助金、備考欄にございます市道〇―157号線市町村道整備補助金につきましては、平成24年度から繰り越しをいたしました県への委託事業費の補助基本額1億6,987万円に対する補助率6分の1の県補助金であります。

続きまして、140、141ページをごらんください。16款1項1目1節土地建物貸付収入についてご説明を申し上げます。備考欄、下から6事業目でございます。永野川緑地公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園内に設置されております自動販売機1台分の設置収入と電気使用料であります。

次のページ、142、143ページをごらんください。備考欄中ほど、上から10行目にございます大平運動公園自動販売機設置収入につきましては、大平運動公園内に設置されております自動販売機11台分の設置収入と電気使用料であります。

次に、下から3事業目でございます。藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター内に設置されております自動販売機2台分の設置収入等であります。

次のページ、144、145ページをお開きください。上から3事業目でございます。つがの里自動販売機設置収入につきましては、ファミリーパークやふるさとセンターパーク内に設置されております自動販売機6台分の設置収入等であります。

次に、下から5事業目になります。西方総合公園自動販売機設置収入でございますが、西方総合公園管理棟内に設置されております自動販売機1台分の設置収入等であります。

次の146、147ページをごらんください。2目1節利子及び配当金についてご説明を申し上げますので、備考欄、下から10事業目になります。栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金に対する預金利子でございます。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金に対します預金利子でございます。

続きまして、152、153ページをごらんください。17款1項7目1節都市計画費寄附金についてご説明を申し上げます。備考欄、大平運動公園テニスコート整備寄附金につきましては、大平運動公園テニスコート内ベンチの日よけ整備に役立ててほしいという一般の市民の方からの寄附金でございます。

続きまして、166、167ページをお開きください。20款3項5目1節住宅費貸付金元利収入についてご説明を申し上げます。備考欄1行目でございます。住宅新築資金貸付金元利収入、次の宅地取

得資金貸付金元利収入につきましては、同和対策事業として昭和50年度から行われてまいりました貸付金元利収入でございます。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分及び住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分並びに宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、平成25年度以前の住宅新築資金貸付金等の元利収入でございます。

続きまして、5目2節雑入についてご説明を申し上げます。172、173ページをお開きください。備考欄、下から4事業目でございます。道路賠償責任保険金（道路課）につきましては、道路賠償責任保険の賠償保険金でございます。

次の跨高速道路橋剥落防止対策助成金（都市建設課（藤岡））につきましては、東北自動車道を交差いたします藤岡町都賀地内市道F2号線藤岡後藤架道橋の剥落防止対策事業に係ります公益財団法人高速道路調査会からの助成金でございます。

次の同じく跨高速道路橋剥落防止対策助成金（都賀）につきましても、東北自動車道を交差いたします都賀町白久保地内市道T63号線白久保陸橋の剥落防止対策事業に係ります公益財団法人高速道路調査会からの助成金でございます。

次の電気料分担金（河川緑地課）につきましては、総合運動公園に設置されておりますGPS観測システム機器の電気料分担金などでございます。

次に、174、175ページをごらんください。備考欄1行目でございます。都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画図など446枚の売払収入等でございます。

次の県営住宅敷地転貸料等につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅の敷地賃借料に係る県からの転貸料でございます。

次のページ、176、177ページをごらんください。備考欄、下から3行目でございます。都市計画図売払収入等（大平）につきましては、都市計画図など60枚の売払収入等であります。

次のスポーツ振興くじ助成金（大平）につきましては、大平運動公園内テニスコート改修工事に伴います独立行政法人日本スポーツ振興センターからの地域スポーツ施設整備助成事業活用による助成金でございます。

次に、178、179ページをごらんください。上から8事業目でございます。都市計画図売払収入等（藤岡）につきましては、都市計画図など46枚の売払収入等でございます。

同じく、下から4事業目でございます。都市計画図売払収入等（都賀）につきましても、都市計画図など20枚の売払収入等でございます。

180、181ページをごらんください。下から3事業目でございます。都市計画図売払収入等（西方）につきましても、都市計画図など5枚の売払収入となっております。

以上で一般会計の歳入におけます所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（入野登志子君） 以上で、歳入歳出の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第6号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第2、認定第6号 平成25年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました認定第6号 平成25年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の612、613ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明いたします。

まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、本会計で予算措置しました職員24人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、同じく職員課所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、下水道使用料徴収事務に伴う水道事業への徴収事務委託料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金の電算処理業務委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の一括納付537件分の報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の藤岡城山コミュニティセンター施設管理費につきましては、施設の光熱水費等の需用費及び清掃等の管理業務委託料などでありまして、平成26年度からは生涯学習課へ移管となっております。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、下水道接続に伴う水洗便所改造資金の融資あつせん37名分の利子補給補助金が主なものであります。

続きまして、614、615ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の公共下水道施設管理費につきましては、2行目から内容となりますが、下水道管渠等の管理に必要な下水道台帳の作成等委託料、流域幹線接続点23カ所の水質、流量及び特定事業所34カ所の排水等の水質調査等委託料、テレビカメラによる管渠調査業務委託料、管渠の清掃委託料、管渠の漏水・破損箇所等の管渠保守業務委託料、それと48カ所のマンホールポンプ場の保守点検業務委託料、老朽化したマンホールぶたの交換等の管渠補修工事費が主なものであります。

次に、2目、備考欄の2つ目、公共下水道雨水渠整備事業費につきましては、片柳4丁目付近の浸水被害の軽減を図るものでありまして、事業地の地質調査並びに移転補償に伴う物件補償費算定

委託料及び調整池予定地にある用地の購入費であります。

続きまして、616、617ページをお開きください。3款1項1目、備考欄1行目の流域下水道維持管理負担金と、次の流域下水道建設負担金につきましては、巴波川浄化センター並びに大岩藤浄化センター及び栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、本市が負担する県への法定負担金であります。

続きまして、618、619ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、これまでに下水道事業のために借入れをしました市債860件分の償還元金であります。

次に、2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまで借入れをしました市債922件分の償還利子であります。なお、1目元金が不足となりましたので、2目利子からの充用のため、予算流用を行っております。

次に、3目の公債諸費につきましては、支出はございません。

続きまして、620、621ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、支出はありません。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、598、599ページをお開きください。次に、歳入につきましてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄の1行目、栃木地域下水道受益者負担金から5行目の西方地域下水道受益者負担金につきましては、地域ごとの受益者負担金の収入であります。

次に、2目1節、備考欄の全体計画見直し業務関係町負担金につきましては、大岩藤処理区の下水道事業次期認可に伴う全体計画及び事業計画見直し業務委託の岩舟町からの負担金であります。

続きまして、600、601ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の栃木地域下水道使用料につきましては、栃木地域の下水道使用料の収入であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、市有地に設置されてあります東京電力と栃木ケーブルテレビの電柱、支柱等の土地使用料の収入であります。

次の大平地域下水道使用料から6行目の西方地域下水道使用料につきましては、地域ごとの下水道使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄の排水設備計画確認手数料につきましては、排水接続に伴う計画確認手数料870件分の収入であります。

次の排水設備検査手数料につきましては、排水接続に伴う検査手数料807件分の収入であります。

次の受益者負担金督促手数料につきましては、督促手数料720件分の収入であります。

次の排水設備指定工事店登録手数料につきましては、排水設備指定工事店の更新及び新規の登録手数料43件分の収入であります。

続きまして、602、603ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の社会資本整備総合交付金（下水道）につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の

収入であります。

続きまして、604、605ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、606、607ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

続きまして、608、609ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、下水道特別会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、県道拡張に伴う県からの物件移転補償費637万3,500円が主なものであります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道計画区域外で下水道に接続しました16件分の下水道受益者負担金相当額の収入であります。

続きまして、610、611ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄の公共下水道建設事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節、備考欄の流域下水道建設事業債につきましては、流域下水道建設事業費の本市負担金に対する起債であります。

以上で、平成25年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第7号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第3、認定第7号 平成25年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

牧野下水道課主幹。

○下水道課主幹（牧野修一君） ただいまご上程いただきました認定第7号 平成25年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の640、641ページをお開きください。農業集落排水特別会計の歳出からご説明いたします。まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、本会計で予算措置をしました職員2人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、同じく職員課所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の農業集落排水事務費につきましては、大平、藤岡地域の料金管理システムの保守管理業務委託料が主なものであります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水施設使用料等に係る消費税の納付額であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、西方地域の農業集落排水使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

続きまして、642、643ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の施設管理費につきましては、市内にあります農集処理施設6カ所の維持管理、保守点検、保安管理などの施設管理業務等委託料並びに真空弁などの施設補修用資材費及び施設に必要なドラムスクリーンの機具購入費が主なものであります。

次に、2目、備考欄の建設事業費につきましては、新規接続者8件分の汚水ます設置工事費及び舗装復旧工事費などが主なものであります。

続きまして、644、645ページをお開きください。3款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、農業集落排水事業のために借り入れた市債124件分の償還元金であります。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまで借り入れた市債134件分の償還利子であります。

続きまして、646、647ページをお開きください。4款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、628、629ページをお開きください。続きまして、歳入につきましてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水事業費分担金から5行目の本郷金井地区農業集落排水事業費分担金につきましては、地区ごとの事業費分担金の収入であります。

続きまして、630、631ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水施設使用料から6行目の本郷金井地区農業集落排水施設使用料につきましては、各施設の使用料の収入であります。

7行目の農業集落排水施設土地使用料につきましては、西方地域に設置されておりますケーブルテレビ用支柱の土地使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水申請手数料から次のページの本郷金井地区農業集落排水申請手数料につきましては、各地区の排水接続に伴う計画確認及び検査手数料の収入であります。

続きまして、634、635ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、636、637ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

続きまして、638、639ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節備考欄の雑入につきましては、県道拡幅工事に伴う県からの物件移転補償料であります。

以上で、平成25年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第8号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第4、認定第8号 平成25年度栃木市JR大平下駅前土地区画整理特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

松澤都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 認定第8号 平成25年度栃木市JR大平下駅前土地区画整理特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の歳出からご説明を申し上げますので、お手数ですが、決算書の660ページ、661ページをごらんください。歳出でございます。1款1項1目、備考欄1行目のJR大平下駅前区画整理事務費につきましては、本事業の審議会及び評価委員会開催に伴う各委員への報酬などであります。

次の整地事業費につきましては、事業地内のJR大平下駅の駅前広場や保留地などの除草2件の業務委託料であります。

次の換地事業費につきましては、事業完了のための換地処分や土地区画整理登記など4件の業務委託料及び換地処分による面積確定に伴う整理後民有地163宅地の公共下水道受益者負担金と次の精算交付金等につきましては、換地処分により確定いたしました換地不交付などによる精算金交付者6名への精算交付金428万5,494円と、JR両毛線沿線の電柱など10本の電柱移設補償金273万4,630円でございます。

次の662ページ、663ページの2款予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、お手数ですが、654ページ、655ページをごらんください。歳入でございます。1款1項1目1節の保留地処分金につきましては、本事業の費用に充当するための保留地22件分、27画地、面積1,531.16平米の保留地処分金収入であります。

次に、656ページ、657ページをごらんください。2款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

次に、658ページ、659ページをごらんください。3款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本特別会計における預金利子でございます。

次の2項雑入につきましては、収入はございませんでした。

なお、本特別会計におけますJR大平下駅前土地区画整理事業は、平成25年度をもって事業が全て完了いたしましたことから、本特別会計も平成25年度の決算をもって閉鎖となりまして、本決算の歳入歳出差引残額48万1,677円につきましては、本特別会計剰余金として平成26年度一般会計に繰り入れするものでございます。

以上で、平成25年度栃木市JR太平下駅前土地区画整理特別会計歳入歳出決算について説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第9号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第5、認定第9号 平成25年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

松澤都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） では、認定第9号 平成25年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の歳出からご説明を申し上げますので、お手数ですが、決算書の678ページ、679ページをごらんください。1款1項1目、備考欄の医療福祉モール管理費につきましては、事業敷地外周にあります樹木の剪定や駐車場植栽帯の除草などの管理業務委託料でございます。

次に、680ページ、681ページをごらんください。2款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、事業敷地造成のため平成22年に市内金融機関2行から借入れをいたしました借入元金の平成25年度分の償還元金であります。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、市内金融機関2行からの借入れをいたしました元金の平成25年度分の償還利子であります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、お手数ですが、670ページ、671ページをごらんください。1款1項1目1節、備考欄の土地建物貸付収入につきましては、事業敷地内共用駐車場56台分と介護老人保健施設の工事に伴う診療科予定地の貸付収入であります。

次の2項1目の不動産売払収入につきましては、収入はありませんでした。

次に、672ページ、673ページをごらんください。2款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

次に、674ページ、675ページをごらんください。3款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

次に、676ページ、677ページをごらんください。4款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本特別会計における預金利子であります。

以上で、平成25年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算について、説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時25分再開いたします。

説明の終了した執行部の方々はご退席願います。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

(午前11時11分)

○委員長（入野登志子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

◎認定第12号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に日程第6、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

水落都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） ただいま上程いただきました認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

岩舟町歳入歳出決算書の60、61ページをお開きください。4款1項4目環境衛生費、右の備考欄、上から4事業目の浄化槽設置整備事業費につきましては、公共下水道認可区域外で一般住宅として合併浄化槽を設置した40基分に対する補助金であります。

次に、備考欄6事業目の水道会計補助金で、国庫補助の重要給水施設配水管事業に対する一般会計出資金1,520万円と、水源地補償に対する補助金200万円の計1,720万円となっております。

68、69ページをお開きください。続きまして、8款1項1目土木総務費、備考欄の一般経費につきましては、岩舟町区長連絡協議会及び道路愛護会の補助金であります。

次に、2項1目道路維持費、備考欄1事業目の一般経費につきましては、東北道や国道50号のボックス内照明台や設計図書設計図面の複写機のリース等であります。

次に、備考欄4事業目の町道維持修繕材料費につきましては、町道維持管理用の碎石や側溝のふた等の原材料費であります。

次に、2目道路新設改良費、備考欄1事業目の一般経費につきましては、用地や物件補償の契約書の印紙代であります。

次のページをお開きください。次に、3目橋りょう新設改良費、備考欄の一般経費につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務の委託料でありまして、繰越明許事業により実施しております。

次に、3項1目国道対策費、備考欄の一般経費につきましては、関東国道協会及び国道50号バイパス建設促進期成同盟会の負担金であります。

次に、4項1目河川総務費、備考欄の一般経費につきましては、岩舟町三杉川愛護会の補助金等であります。

次に、5項1目都市計画総務費、備考欄1事業目の一般経費につきましては、木造住宅耐震診断及び補強計画策定の補助金等であります。

次に、備考欄2事業目の都市計画推進事業につきましては、JR岩舟駅周辺整備計画案策定のための業務委託料であります。

次のページをお開きください。次に、2目公園費、備考欄1事業目の公園管理事業につきましては、都市公園の電気料や清掃、除草作業の業務委託料であります。

次に、備考欄2事業目の総合運動公園管理事業につきましては、岩舟町総合運動公園及び岩舟町健康福祉センターの維持管理運営につきましては、指定管理者により実施をしておりますが、その業務の委託料等であります。

次に、3目下水道整備費、備考欄の公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、一般会計からの下水道特別会計への充当した繰出金であります。

次に、4目住宅管理費、備考欄の一般経費につきましては、町営住宅の建物災害共済保険料であります。

以上で岩舟総合支所一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わります。

続きまして、平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算書の歳入の所管関係部分につきましてはご説明を申し上げます。岩舟町歳入歳出決算書の20、21ページをお開きください。13款1項1目1節備考欄の住宅使用料につきましては、町営住宅の住宅使用料であります。

次に、3目1節備考欄の道路使用料につきましては、東電やN T Tの電柱占用料であります。

次に、2節備考欄の公共物使用料につきましては、公共物での東電やN T Tの電柱使用料であります。

次に、2項3目1節、備考欄の都市計画手数料につきましては、航空写真等の証明手数料であります。

次のページをお開きください。続きまして、14款2項2目1節保健衛生費補助金につきましては、備考欄に記載されておきませんが、汚水処理施設整備交付金として計上しております。これは合併浄化槽設置補助事業費に対する補助率3分の1の国庫補助金でありまして、合併時には未収入でありましたが、平成26年度分として収入済みとなっております。

次に、4目1節備考欄の住宅費補助金につきましては、木造住宅耐震診断改修事業の国庫補助金であります。

次に、2節備考欄の社会資本整備交付金につきましては、国庫補助事業で繰越明許を含めまして、舗装修繕事業を実施しましたが、この事業の補助金であります。

26、27ページをお開きください。続きまして、15款2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、備考欄に記載されておりませんが、栃木県浄化槽設置整備費補助金として計上しました。これは合併処理浄化槽設置補助事業に対する補助率3分の0.9の県補助金収入でありまして、合併時には未収入でありましたが、平成26年度分として収入済みとなっております。

次に、7目1節、備考欄の住宅費補助金につきましては、木造住宅耐震診断改修事業の県補助金であります。

次のページをお開きください。続きまして、16款2項1目1節、備考欄2事業目の物品売払収入につきましては、備考欄には記載されておりませんが、特定財源分として白図売払収入が含まれております。

次に、2目1節土地売払収入につきましては、備考欄には記載されておりませんが、法定外道路等の土地売払収入が含まれております。

次のページをお開きください。続きまして、20款3項貸付金元利収入につきましてご説明いたします。1目住宅新築資金等貸付返済金、現年度分につきましては、住宅新築資金貸付金に係る現年度分返還金であります。過年度分につきましては、住宅新築資金貸付に係る滞納繰越分返還金であります。

次のページをお開きください。続きまして、20款4項5目4節備考欄の1行目の雑入につきましては、備考欄に記載はされておりませんが、岩舟町総合運動公園の自動販売機等の設置料が含まれております。

以上で一般会計歳入歳出の所管部分の説明を終わります。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第16号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第7、認定第16号 平成25年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました認定第16号 平成25年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

岩舟町の決算書の218、219ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明いたしま

す。まず、1款1項1目、備考欄の一般経費につきましては、下水道使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料並びに下水道管渠等の管理に必要な下水道台帳の作成等委託料及び下水道使用料等に係る消費税及び地方消費税の納付額が主なものであります。

次の受益者負担金徴収事業につきましては、受益者負担金の一括納付分91件分に対する前納報奨金及び受益者負担金の賦課対象区域を設定する台帳作成委託料が主なものであります。

次の職員給与費につきましては、職員課所管となりますが、本会計のうち1款で予算措置をいたしました職員3名分の給与等の人件費であります。

次に、2款1項1目備考欄の公共下水道（町単独）につきましては、16カ所のマンホールポンプ場の電気料、通信料並びに保守点検業務委託料及び施設の修繕工事費等が主なものであります。

続きまして、220、221ページをお開きください。次に、2目、備考欄の公共下水道につきましては、下水道管の布設工事、舗装復旧工事、汚水ます整地工事などの工事請負費及び大岩藤処理区の下水道事業次期認可に伴い、栃木市へ支出した全体計画見直し業務関係負担金が主なものであります。

次の職員給与費につきましては、同じく職員課所管となりますが、本会計のうち2款で予算措置をいたしました職員2名分の給与等の人件費であります。

次に、3款1項1目、備考欄の一般経費につきましては、大岩藤浄化センター及び栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、渡良瀬川下流域の維持管理負担金及び下水道建設負担金として、岩舟町が負担する県への法定負担金であります。

次に、4款1項1目、備考欄の元金につきましては、これまでに下水道事業のために借り入れをしました市債158件分の償還元金であります。

次に、2目、備考欄の利子につきましては、同じく借り入れをしました市債158件分の償還利子であります。

続きまして、222、223ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、214、215ページをお開きください。次に、歳出につきましてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄の現年度分受益者負担金につきましては、現年度分の受益者負担金の収入であります。

次の2節、備考欄の過年度分受益者負担金につきましては、滞納繰越分の受益者負担金の収入であります。

次に、2款1項1目1節、備考欄の現年度分下水道使用料につきましては、現年度分の下水道使用料の収入であります。

次の2節、備考欄の滞納繰越分につきましては、滞納繰越分の下水道使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄の下水道手数料につきましては、排水設備計画確認手数料116件並びに排水設備検査手数料、同じく116件及び排水設備指定工事店登録手数料10件分の収入であります。

次に、3款1項1目1節、備考欄の下水道事業国庫補助金につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の収入であります。

次に、4款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

次に、5款1項1目1節、備考欄の繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

続きまして、216、217ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄の公共下水道事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節、備考欄の流域下水道事業債につきましては、流域下水道建設事業費の岩舟町負担金に対する起債であります。

以上で、平成25年度岩舟町公共下水道特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第20号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第8、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

水落都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） ただいま上程いただきました認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

なお、平成26年度岩舟町決算につきましては、平成26年4月5日の栃木市との合併に伴い、4月1日から4日までの4日間の決算となっております。また、所管関係部分の歳入歳出ともに、当初予算額は計上してありますが、予算執行はありませんでした。

以上で、歳入歳出についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第24号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第9、認定第24号 平成26年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

牧野下水道課主幹。

○下水道課主幹（牧野修一君） ただいまご上程いただきました認定第24号 平成26年度岩舟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

岩舟町の決算書164、165ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明いたします。1 款の総務費から次のページの5 款の予備費まで、4 月1日から4日までの4日間の予算措置をいたしました。一般会計同様、この期間内の支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終了とさせていただきます。

続きまして、162、163ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。1 款1 項1 目2 節過年度分下水道受益者負担金並びに次の2 款1 項1 目2 節滞納繰越分に記載してあります調定額につきましては、前年度の収入未済額であります。

歳入につきましても、1 款の分担金及び負担金から5 款の繰越金まで4 日間の予算措置をいたしました。この期間内の収入はございませんでした。

以上で平成26年度岩舟町公共下水道特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第11号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第10、認定第11号 平成25年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） それでは、認定第11号 平成25年度栃木市水道事業会計決算についてご説明いたします。

決算書をごらんください。決算の期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までであります。

それでは、決算書の12ページをお開き願います。決算書の附属書類の水道事業報告書からご説明いたしますが、1の概要、それから15ページ、2の工事につきましては、省略させていただきます。

22ページをお開き願います。3の業務であります。（1）業務量につきましては、各事業ごとに記載されておりますが、5事業分を合算いたしましたアの栃木市水道事業（全体）の表でご説明いたします。平成25年度末の給水人口は13万1,095人で、前年度と比較いたしますと1,593人、率にして1.2%の増加となっております。

次に、給水戸数につきましては4万9,338戸で、前年度との比較では1,099戸、率にして2.3%の増加となっております。

また、年間配水量につきましては、前年度比で9万1,652立方メートルの減、年間有収水量につきましては、前年度比で20万6,361立方メートルの減、記載はありませんが、有収率につきましては

は75.9%、前年度比較で0.8%の減であります。なお、有収率につきましては、平成24年度給水人口10万人以上15万人未満の全国平均であります89.6%、それから本県14市の平均83.5%と比較いたしますと、低い状況にありますので、今後も引き続き有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、26ページ、4の会計、それから29ページ、5のその他につきましては、省略させていただきます。

続きまして、1ページ、2ページへお戻りください。決算報告書であります。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道事業収益につきましては、予算額22億4,380万2,000円に対しまして、決算額は22億3,758万9,071円で、予算額と比較いたしますと621万2,929円、率にして0.3%を下回っております。

水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益の水道料金、第2項の営業外収益に含まれます一般会計からの企業債利息補助金であります。

次に、下の表、支出であります。第1款水道事業費用につきましては、予算額22億3,507万円に対しまして、決算額は19億6,969万2,339円で、不用額は2億6,537万7,661円、執行率は88.1%であります。

水道事業費用の主なものといたしましては、第1項の営業費用に含まれます浄水場の維持管理費並びに減価償却費、第2項の営業外費用に含まれます企業債の支払利息、それに第3項特別損失に含まれます過年度損益修正損の不納欠損であります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。まず、上の表、資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入につきましては、予算額3億6,780万3,000円に対しまして、決算額は3億6,859万500円で、予算額と比較いたしますと78万7,500円、率にして0.2%上回っております。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債、第2項出資金の寺尾地区簡易水道事業に対する出資金、第3項補助金の国庫補助金、第4項負担金に含まれます下水道工事に伴う水道工事負担金であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出につきましては、予算額16億1,047万9,000円に対しまして、決算額は14億3,540万4,749円で、不用額は1億7,507万4,251円、執行率は89.1%であります。資本的支出の主なものといたしましては、第1項建設改良費に含まれます寺尾地区簡易水道整備事業費、上水道整備事業費、老朽管更新事業費に第2項企業債元金償還金であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億6,681万4,249円は、表の下に記載のとおり補填いたしました。

続きまして、5ページをお開き願います。損益計算書であります。下から3行目の当年度純利益は2億2,729万7,623円で黒字決算となっております。その下の行、繰り越した利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額となっております。

続きまして、6ページから8ページは貸借対照表であります。まず、6ページ、資産の部、一番下の行、資産合計は243億6,324万2,765円で、前年度と比較いたしますと5億9,062万3,331円、率にして2.5%増加しております。

次に、7ページをごらんください。負債の部、中段の負債合計9億1,343万3,010円、前年度と比較で4億1,471万6,932円、率にして83.2%の増加。

次に、資本の部、ページ変わりました、8ページ、上から7行目の資本合計234億4,980万9,755円、前年度と比較で1億7,590万6,399円、率にして0.8%増加しております。

次に、負債、資本の合計につきましては、資産合計と同額であります。

続きまして、30ページから34ページの収益費用明細書と35ページ、36ページの固定資産明細書は、貸借対照表を補足する有形固定資産と無形固定資産の内訳であります。説明を省略させていただきます。

続きまして、37ページから48ページは、企業債の借り入れ状況を明細書として記載してあります。

それでは、47、48ページをごらんください。企業債につきましては、新たに2,000万円借り入れをしまして、平成25年度末の未償還起債残高は79億1,942万5,419円となりました。前年度と比較いたしますと4億1,512万7,742円、率にして5%の減額となっております。

以上で、栃木市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第17号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第11、認定第17号 平成25年度岩舟町水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

古澤水道工務課長。

○水道工務課長（古澤一豊君） それでは、平成25年度岩舟町水道事業会計決算につきましてご説明いたします。

決算書、岩舟町の25年度をごらんください。決算の期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までであります。

決算書の10ページをお開きください。水道事業報告書からご説明いたしますが、1の概況、13ページの2の工事につきましては、省略させていただきます。

14ページのほうをお開き願います。3の業務のうち、(1)業務量についてご説明いたします。平成25年度末給水人口は1万7,354人で、前年度と比較いたしますと297人、率にして1.7%の減少となっております。

次に、給水戸数につきましては6,255戸で、前年度と比較いたしまして43戸、率にして0.7%増加

となっております。また、年間配水量につきましては、前年度と比較して15万6,373立方メートルの減、年間有収水量につきましては、前年度と比較いたしまして3万6,065立方メートルの減、有収率につきましては77.1%で、前年度と比較いたしまして3.2%の増であります。なお、有収率につきましては、平成24年度給水人口1万5,000人から3万人未満の全国平均であります83.2%、本県9町の平均80.9%と比較いたしますと低い状況にあります。

16ページの4の会計につきましては、説明は省略させていただきます。

続きまして、1ページ、2ページをごらんください。決算報告書であります。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道事業収益につきましては、予算額4億150万円に対しまして、決算額は3億9,102万6,023円で、予算額と比較いたしますと1,047万3,977円、率にして2.6%下回っております。水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益の水道料金、第2項の営業外収益に含まれます加入金であります。

次に、下の表、支出であります。第1款水道事業費用につきましては、予算額4億150万円に対しまして、決算額は3億8,056万243円で、不用額は2,093万9,757円、執行率は94.8%であります。水道事業費用の主なものといたしましては、第1項営業費用に含まれます浄水場の維持管理費及び減価償却費、第2項営業外費用に含まれます企業債支払利息、それに第3項特別損失に含まれます過年度分の漏水の減免であります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。上の表、資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入につきましては、予算額1億3,107万7,000円に対しまして、決算額は1億2,068万9,127円で、予算額と比較いたしますと1,038万7,873円、率にして7.9%の支出となっております。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債、第2項工事負担金の消火栓設置工事負担金、第3項出資金の石綿管布設替事業に対する出資金、第5項国庫補助金であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出につきましては、予算額3億2,162万4,000円に対しまして、決算額は3億814万5,277円で、不用額は1,347万8,723円、執行率は95.8%であります。資本的支出の主なものといたしましては、第1項建設改良費に含まれます老朽管更新事業費、第2項企業債元金償還金であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,745万6,150円は、表の下に記載のとおり補填いたしました。

続きまして、5ページをお開き願います。損益計算書であります。下から3行目の当年度純利益は525万4,487円で、黒字決算となりました。したがって、その下の行の前年度繰越欠損金2億7,048万6,636円に補填いたしまして、当年度未処理欠損金は2億6,523万2,149円となっております。

続きまして、8ページ、9ページは貸借対照表であります。まず、8ページの資産の部、一番下の行、資産合計は39億9,783万7,543円で、前年度と比較いたしますと4,347万3,239円、率にして1.1%減少しております。

次に、9ページをごらんください。負債の部、中段の負債合計4,317万2,025円、前年度と比較い

たしますと451万1,719円、率にして9.5%の減になっております。

次に、資本の部、下から2行目の資本合計39億5,466万5,518円、前年度と比較して3,896万6,399円、率にして1%の減少となっております。

次に、負債、資本の合計につきましては、資産合計と同額であります。

続きまして、17ページから19ページの収益費用明細書と20ページの固定資産明細書は、貸借対照表を補填する有形固定資産と無形固定資産の内訳であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、21ページ、企業債明細書であります。企業債につきましては、新たに6,900万円を借り入れまして、平成25年度末の未償還起債残高は24億6,130万5,892円となりました。前年度と比較いたしますと9,497万3,437円、率にして3.7%の減額となっております。

以上で、平成25年度岩舟町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第25号の上程、説明

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第12、認定第25号 平成26年度岩舟町水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

古澤水道工務課長。

○水道工務課長（古澤一豊君） それでは、平成26年度岩舟町水道事業会計決算についてご説明いたします。

決算書のほうをごらんください。決算書の期間につきましては、合併前の平成26年4月1日から平成26年4月4日までであります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。岩舟町水道事業決算報告書であります。4月1日から4月4日までの4日間においては、予算執行行為である調定及び支出命令とも行っておらず、予算の執行は収入支出ともゼロ円となっております。実際に4日間の水道料金等の収入がありましたので、9ページのキャッシュフロー計算書をごらんいただきたいと思います。その内容につきましては、1の業務活動によるキャッシュフローの6つ目の未収金の増減額の水道料金63万5,786円と、2つ下の預かり金等の増減額の下水道使用料預かり金19万1,883円の合わせて82万7,669円収入いたしました。その結果、下から3つ目の資金増加額と資金期首残高を合わせました資金期末残高は4億4,514万4,266円となっております。

なお、本決算書は平成26年度決算のため、見なし後の会計基準により作成しております。

以上で、平成26年度岩舟町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、9月18日開催の常任委員会において審査願うこと
になりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（入野登志子君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 零時09分）